令和５年度版

# 寄居町修学資金給与申請書綴り

寄居町教育委員会

## 申請書の提出及び受付について

４月分からの認定希望の方は、必要書類を**令和５年５月１日まで**に揃え提出してください。５月以降の認定希望の方については、随時申請書の受付を行いますが、申請月の 15 日までの受付は申請月から、16 日以降の受付は申請月の翌月分からの認定となりますのでご注意ください。

＊郵送による提出もできます。ただし、書類に不備・不足があった場合、書類が整うまで受理とはなりません。ご注意ください。

申請に際して必要な書類は以下のとおりです。

**１．修学資金給与申請書**（様式第１号）

**２．在学等証明書**（様式第２号）

入学した（在学する）高等学校で証明を受けてから、提出してください。

証明を受ける際、添付の通知を証明書と一緒に高等学校へ提出してください。

**（※4 月分からの認定を希望する方は、在学する学校へ R5.4.1 以降の日にちで依頼してください。）**

**３．同意書**

**４．認定の為に必要な書類について**

**世帯の状況が下記に該当する場合、証明できる公的文書（通知書等）を提出してください。**

①生活保護受給世帯→「生活保護受給証明書」など

②生活保護法による保護が停止または廃止となった世帯→停止･廃止の通知の写し

③町民税が非課税の世帯→就労年齢に達している世帯全員の非課税証明など

④町民税が減免された世帯→減免通知の写し

⑤個人の事業税が減免された世帯→減免通知の写し

⑥固定資産税が減免された世帯→減免通知の写し

⑦国民年金の保険料が全額減免された世帯→減免通知の写し

⑧国民健康保険の保険料が減免･徴収猶予を受けた世帯→減免･徴収猶予通知の写し

⑨児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯→受給者証の写し

⑩生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた世帯→決定通知の写し

⑪上記以外で教育委員会が必要と認める世帯（例：家計急変世帯等）

→教育委員会が必要と認める書類

参考：令和５年度（4 年中の所得）課税証明書及び非課税証明書は、令和５年６月中旬頃から寄居町役場１階の税務課で取得できます。

申 請 書 の 提 出 先：寄居町教育委員会　教育総務課（寄居町役場５階）

**※　問い合わせ**

寄居町教育委員会　教育総務課　電話 048-581-2121 内線 512